

未承認新規医薬品等評価部門で承認された治療法

実施内容	末梢静脈栄養輸液（ビーフリード®、パレプラス®、エネフリード®など）の中心静脈からの投与
実施責任者	愛知医科大学病院 病院長
対象者	末梢静脈栄養輸液を必要とし中心静脈カテーテルが留置されている患者
承認日	2025 年 8 月 1 日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	【添付文書に記載された使用方法】 通常、成人には 1 回 500mL を末梢静脈内に点滴静注する。投与速度は、通常、成人 500mL 当たり 120 分を基準とし、高齢者、重篤な患者には更に緩徐に注入する。なお、年齢、症状、体重により適宜増減するが、最大投与量は 1 日 2500mL までとする。 【目的・意義】 末梢静脈栄養輸液は、アミノ酸・糖・電解質・ビタミン B1（±脂肪乳剤）を一剤化し、末梢静脈より点滴静注することを目的として承認されています。しかし、浸透圧が高く、末梢静脈から投与すると静脈炎が起ることがあります。 すでに中心静脈カテーテルが留置されている場合、中心静脈ルートから末梢静脈栄養輸液を投与することにより、新たな末梢ルートを確保するという患者さんの苦痛を軽減することができます。また、静脈炎のリスクを軽減することが期待できます。 【安全性について】 末梢静脈栄養輸液を中心静脈カテーテルから投与した場合の安全性についてはデータがありません。しかし、中心静脈カテーテルから投与することによる不利益はないと考えられます。末梢静脈からの投与する場合と同様に、投与に際しては十分な観察のもとで安全な使用に努めます。 【健康被害発生時の治療と補償について】 末梢静脈栄養輸液を中心静脈カテーテルから投与したことによって万一健康被害が発生した場合には、健康保険診療により速やかに治療いたします。その場合の自己負担分はご自身で払っていただきます。入院を要する程度以上の健康被害が発生しても、医薬品医療機器総合機構の被害救済制度の対象外です。
お問い合わせ先	愛知医科大学病院 未承認新規医薬品等評価部門 代表 0561-62-3311 （内線 34221）